

氏名 _____

令和2年7月10日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏)
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和2年7月10日 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和2年1月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合は手続きが必要ですが、個人タクシー事業者の氏名又は住所に変更があった場合も手続きが必要です。
2. 個人タクシー事業者は、乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を、乗務記録に記録しなければなりません。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負うものと定められています。
4. 個人タクシー事業者は、タクシー業務適正化特別措置法に規定する個人タクシー事業者乗務証を他人に譲り渡し、又は貸与してはなりません。
5. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりません。
6. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に自動車登録番号等を掲示しなければなりません。

7. 事業報告書は、事業用自動車内に常に携帯しなければなりません。
8. 道路運送車両法の規定では、自動車の使用者は、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、地方運輸局長から、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ぜられることがあります。
9. タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証は、タクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければなりません。
10. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者であっても、当該期限更新の申請前1年以内に公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診する必要はありません。
11. 個人タクシー事業者は、事業計画に従わずにその業務を行ったときには、事業計画に従い業務を行うべきことの命令を受けことがあります。
12. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
13. 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。
14. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
15. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしてはなりません。
16. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わることが規定されています。

17. 個人タクシー事業者は、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）からの通知に従って、納付期限までに負担金を納付しなければなりません。納付期限までにその負担金を納付しないときは、延滞金を納付する義務を負います。
18. 「事故の原因」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。
19. 個人タクシー事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られています。
20. タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。
21. タクシー運転者は、旅客の現在するタクシーを運行中当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止しなければなりません。
22. 地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が公示した自動認可運賃に該当する運賃の申請については、原価計算書等の添付を省略することができます。
23. 個人タクシー事業者は、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示しなくてもよいこととなっています。
24. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、道路運送車両法の規定による日常点検をし、又はその確認をしなければなりません。
25. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けたときは、遅滞なく、弁明しなければなりません。
26. 道路運送法の規定により運賃及び料金の割戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。

27. 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。
28. 迎車又は無線待機の場合、タクシー運転者は「回送板」を掲出しなければなりません。
29. 自動車の使用の本拠の位置の変更の場合、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
30. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのウインド・ウォッシャー及びワイパーは、1ヶ月に1回点検を実施すればよいこととなっています。
31. 個人タクシー事業者の運送約款には、運送の引受けに関する事項を定めなければなりません。
32. 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載する必要はありません。
33. 一般旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がありますが、個人タクシー事業者は提出する義務はありません。
34. タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、交通事故件数が著しく多いと認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。
35. 個人タクシー事業者は、発地又は着地のいずれかが許可等を受けた営業区域外となる旅客の運送をしてはなりません。
36. 乗務記録の保存期間は1年間となっています。
37. 運転者が交通状況を確認するために必要な視野を確保できれば、タクシーの前面ガラスにはり付けるものに制限はありません。

38. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、遺留品を保管しなければなりません。
39. 自動車事故報告規則の規定では、個人タクシー事業者が、死亡者又は重傷者を生じる事故を引き起こした場合には、10日以内に自動車事故報告書を提出しなければならないこととなっています。
40. 個人タクシー事業者は、介助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬）を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することができます。

Ⅱ 次の条文の４１から４５までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第三十三条 一般旅客自動車運送事業者は、その（４１）を（４２）に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため（４３）させてはならない。

２ 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる（４４）をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において（４５）させてはならない。

ア むやみ	イ 名義	ウ 利用
エ 方法	オ 経営	カ 権利
キ 理由	ク 管理	ケ 他人
コ 供用		

令和2年7月10日実施 関東運輸局法令試験問題
 (特定指定地域・東京都特別区武三交通圏) 模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	○ 運施66	2	○ 輸25	3	× 約款9	4	○ 特施34	5	○ 運施66
6	○ 輸42	7	× 報告	8	○ 車54	9	○ 特施12+35	10	× 期限更新
11	○ 運16	12	× 運7	13	○ 運3	14	○ 輸2	15	○ 輸50
16	○ 約款7	17	○ 特37	18	○ 輸26-2	19	× 運14	20	× 運9-3
21	○ 輸50	22	○ 運施10-3	23	○ 特46	24	○ 輸50	25	○ 輸3
26	× 運10	27	× 運3	28	× 輸50	29	× 車12+13	30	× 点検別表
31	○ 運施12	32	× 運施10-3	33	× 報告	34	× 特2	35	× 運20
36	○ 輸25	37	× 保安29	38	○ 輸19	39	× 事故2+3	40	× 輸13+52

II

41	イ	42	ケ	43	ウ	44	エ	45	オ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

- 句読点の有無や送りがなの違いは無視し既出扱いとしています。
- 4・19・32・39・40は、既出設問の「事業者」および「タクシー事業者」の全て又は一部を「個人タクシー事業者」に変えています。他に新型設問はありません。